

食料・農業・農村政策審議会農業共済部会の議事の概要等

1. 日時及び場所

日時：平成21年2月6日（金）10：00～12：00

場所：農林水産省第二特別会議室

2. 出席委員（敬称略）

委員：岡本明子、鈴木宣弘（部会長）、浅野衛、安倍澄子、佐々木伸雄、近見正彦

小委員会座長：田口清

3. 会議の概要

（1）部会の運営について

部会の運営について部会長から、審議会は公開が原則となっているが、本日審議する諮問事項の中には、動物用医薬品の製造業者等の利害に関係する内容が含まれていることから、委員の皆様の自由かつ公平な発言を確保する上で、会議は非公開とする。

ただし、極力、情報を公開していくという観点から、議事の概要等について、発言者の名前を伏せて農林水産省のホームページで公表したい。また、公表の内容については、部会長に一任いただきたい旨諮り、了承された。

（2）制度の概要等説明

事務局から、農作物共済及び園芸施設共済の制度の仕組みと農業災害補償制度を取り巻く最近の情勢について、説明が行われた。

（3）制度の概要等に関する主な発言内容

委員：二点お聞きしたい。一点目は、国の特別会計改革について、特別会計の統合は国段階での見直しであり、農家に関する掛金率の設計や掛金の国庫負担等には影響しないと理解しているが、確認しておきたい。そして、今後の改革スケジュールについて、お解りの範囲で教えていただきたい。

二番目に、農政の指針である食料・農業・農村基本計画の見直しに関して、農水省の公表資料によると、検討の視点には持続可能な農業の確立による食料自給力の強化などが示されています。そうした視点で今後検討をお願いしたいと考えておりますが、その際に世界的に異常気象が発生している中で、自然災害による農業関係被害に対して、農家の経営を安定させるという視点が不可欠であると確信しております、農業災害に対するセーフティネットとしての農業共済の機能、役割が将来に亘って十二分に果たせるような新たな基本計画の検討をお願いしたいと考えております。

この2点についての農水省の考え方を教えていただきたい。

事務局：まず、農業共済関係特別会計の見直しについてでございますけれども、先ほどご説明したとおり、平成18年に制定されましたいわゆる行革推進法の規定に基づきまして、農業共済再保険特別会計について、漁船再保険及び漁業共済保険特別会計との統合を含めて、その在り方を検討しているところで

あります。これはあくまで国の再保険特別会計、国の特別会計の見直しでございます。また、農業共済団体の勘定とは関係ございませんし、また、掛金率の設定でありますとか掛金の国庫負担とは別のものであるということでございます。また、この見直しについては、平成20年度末までに検討すると法律に明記されておりました。現在、鋭意検討中であります。平成22年度に統合することを前提に、各特別会計の事業勘定を整理・統合するとともに、業務などを経理している業務勘定を統合することなどを検討しております。

また、もう1つの基本計画の見直しの関係でございますけれども、ご案内のとおり我が国の農業政策は、食料・農業・農村基本法と、それに基づく食料・農業・農村基本計画に即して推進されているところでございます。現在の基本計画は、平成17年に策定されたものでございまして、既に4年を経過しております。この間、農業を巡る情勢も大きく変化しておりますことから、先般、その基本計画の変更を食料・農業・農村政策審議会に諮問して、新たな基本計画の検討が始められているところでございます。またご指摘のとおり、持続的な農業の発展のためには、農業関係被害に対して、農家の経営を安定させるということが、非常に重要でございます。実際、食料・農業・農村基本法の第31条には、国は、災害によって農業の再生産が阻害されることを防止するとともに、農業経営の安定を図るため、災害による損失の合理的な補填その他必要な施策を講ずるものとする、というふうに明記されているわけでございます。その具体的な施策のひとつとして農業災害補償制度が講じられておりますけれども、今後も、農業を巡る情勢が大きく変化する中で、農業災害に対するセーフティネットとしての農業災害補償制度の機能・役割が将来にわたって、十二分に果たせるように、検討していく必要があると考えております。それと同時に、農業共済関係団体におかれましても、団体としての機能・役割を将来にわたって、十二分に果たしていかれることが強く求められることとなりますことから、団体自らの組織体制の強化でありますとか、合理的な事業運営などにつきましても、前向きに対応していかれることを期待されていると考えております。

委員：(資料4)6ページの事故除外について(具体的に)教えていただきたい。また、14ページの水田・畑作経営所得安定対策と共済との関係について教えていただきたい。

事務局：事故除外について6ページに書いてございますけれども、水稻などで防除などをきちんとやっておりますと、特定の事故が起きないということがございます。そういったものについては、共済の支払いの対象から除くと、掛金もその分低くなるように出来ますよという仕組みでございます。それから14ページの水田・畑作経営所得安定対策と共済との関係については、後ろの参考の21ページをごらんいただきたい。収入減少を補填する場合、収量が落ちるといふ時と市場価格が下がるいふ時がございます。大きな矢印で収入減少あるいは価格低下とあり、標準的な収入額というのは外側の大きな枠で囲ってありますところがございますが、価格が下がったり、収量が減って当年の収入額が黄色いところまで下がったとすると、ピンク色のところと青いところが補償の対象となります。ところが収量が減ったところの中には、災害で減ったという部分があり、その部分については共済制度で支払います。

農家の方が、補償割合が低いものに入った場合には、代わりにこっちの方(経営所得安定対策)でもらうということはおかしいので、一番高い補償割合で共済に加入しているということを前提といたしまして、その部分は本来共済で払ってもらえるはずだということで、その他の部分を減収補填の方(経営所得安定対策)ピンク色の部分についてお支払いすることになります。このように、災害でやられた部分については共済の方でみるという整理がされております。

委員：今のナラシと農災の関係につきましては、いろいろとご意見を聞いていますと、現場の方では、仕分けして払うということであれば、制度そのものを、例えば、農災の方にナラシを吸収することが出来ないかという方もいらっしゃる。そのあたりを、具体的な検討とか方向性ということとはしていないのか。説明できる範囲で教えていただきたい。

事務局：経営所得安定対策と農業災害補償制度の関係につきましては、現行の基本計画の策定の際にいろいろな議論を重ねた結果、今の制度としたところでありまして、実際運用してみて、農家の方から一体化をした方がわかりやすいという御意見もあるところではございます。ただ、農業災害補償制度は保険でございまして、実際の事故が過去にどのように起きてきたか、それに基づいて将来の事故率を予想して、あらかじめ、掛金をお支払いいただいて、被害が発生した場合には、被害の大きさに応じて共済金を支払うという仕組みでございます。一方、経営所得安定対策は、まずは、経営所得が安定するように、緑ゲタといわれる固定払いを設けています。この固定払いは、WTOの補助金削減の対象外とすることが出来ますが、一方では、固定払いのままでは、農家の経営改善、よりよいものをより多く作ろうとする努力、インセンティブがなかなか働きづらいということもあり、成績払いともいえるいわゆる黄ゲタといわれる部分を設置しているわけでございます。それに加えて、価格が低下して収入が減少してしまう場合に備えて、いわゆるナラシというものが設けられており、これは、積立て方式で実施されております。積立て方式の場合は、保険とは考え方が異なりまして、積立金がある範囲内でしか払わない仕組みであり、保険の場合は、お金を借りてきてでも約束した共済金を支払うという仕組みで、その辺がかなり違います。そのようなことで、制度の基本的な設計の仕方も違いますし、それぞれのメリット・デメリットもあるわけでございまして、いろいろ検討した結果、現行の制度でいこうということになったところです。したがって、もうしばらくは、今の制度のもとで、いろいろな現場のご意見をお伺いしながら、状況を見ていくということが現実的なことではないかと考えております。そういう意味では、今すぐ見直すということにはなかなかならないのではないかと考えております。

委員：16ページの被害状況は暦年ですか、それとも年度ですか。

事務局：統計とも整合するよう、作物関係については年産で、家畜や施設関係については年度として整理しております。年によって変えるということとはしていないところでございます。

委員：水稻の衛星を活用した(リモートセンシング)事業について、それできちんと水稻の収量を量れるのか心配があります。(事業の)進捗状況はどうか。

事務局：平成17年から三カ年のJAXAの宇宙オープンラボという公募制度を活

用し、農林水産省関係の研究機関、大学、農業共済からは全国農業共済協会、そして、民間会社も参画し、また、北海道NOSA Iや浅野委員のNOSA I宮城にも協力をいただいて、水稻の被害率算定について研究が行われました。今の損害評価のやり方は、すべての被害ほ場について、人間の目で収量を把握する検見という方法と、一部ほ場について実際に刈り取りを行う、いわゆる坪刈りを組み合わせて実施していますが、この研究の結果、衛星を使って、検見の精度と近いレベルで水稻の被害率を推計できるとの結論を得られましたので、今年度（平成20年度）から、農林水産省の事業として、更に精度を高め、衛星画像を活用した損害評価の確立のための事業を開始したものです。おかげさまで、来年度予算につきましても、大幅に拡充した内容で政府原案に盛り込んでいただいたところ。今年度は平成17年からの研究に協力いただいた北海道及び宮城県の2道県のNOSA Iで事業を実施していますが、来年度は更に12県のNOSA Iを加えて事業を実施する予定としているところです。推計の精度は現時点では難しいところもありますが、この事業は、農家の減少や高齢化といった事情により、将来、検見を行う農家の確保が非常に難しくなることが予想され、また、客観的な評価ができないかとの要望もいただいておりまして、私どもといたしましては、この事業を何とか進めていきたいと考えております。

委員：なぜ聞いたかといいますと、統計調査のアウトソーシングの委員もやっております。やはり、今まで培ってきた農業のいろんな技術が民間委託に出されることがかなりありまして、そのあたりの不安があります。お米までそうなりますと、技術の伝承がきちんとなされなくなるのではと不安になっているので聞かせていただいた。

委員：そのあたりも踏まえて対応していただければと思います。

委員：説明の中でも当然加入の話もございましたけれども、現場にいろいろおじやましますと、大規模な稲作経営者の皆さんから、かなり強い異論と申しますか、当然加入制は問題ではないかというようなことをおっしゃる方も多く見受けられます。その点につきましては、先ほどご説明がありましたので、さらに説明していただく必要はございません。こういう声がどの程度強いのかは全体わかりませんが、更にご検討いただければと思います。

委員：今、どの程度そのような声が強いのかとの話があったので一言。農業共済団体では規制改革会議の中間論点整理を受けて、昨年8月から9月にかけて、全国の組合員6500戸を対象に、アンケート調査を実施しました。その中で、当然加入については、農業者の判断に任せるべきという回答が15.6%ありました。最も多かったのは、今の仕組み、当然加入制のままでよいというのが52.4%ございました。そのほか、補償の拡充が図られれば、当然加入制のままでよいというのが15.8%の回答となりました。これを合わせますと8割の方が当然加入制でよいという結果を得ております。このことにつきましては、平成13年にも全国で1万7千戸の農家を対象に調査をしたが、そのときの答えよりも6.7ポイント当然加入制を支持するという回答が上昇しております。その背景を分析してみると、特に、宮城県では平成15年の時に約190億円の共済金を水稻の支払いでございました。平成5年の時には600億円ほどありました。面積や価格が変わっておりますので、単純な比較は出来ないのではありますが、この190億円の共済金の

支払いに加えて、平成16年には観測史上最多の台風の上陸というようなこともありまして、低被害地域の北陸や東北の日本海側でも、大変大きな被害があったところでございます。このような被害に対する補償の実績と、それから、一般にいわれております地球の温暖化でありますとか、世界的な異常気象の発生などもございまして、自然災害に対する農家・組合員の危機意識が以前にも増して高まったのではないかと考えております。今お話があったので、報告させていただきました。

委員：今、当然加入の点についていろいろ話がありましたけれども、産業政策的な保険という観点からいいますと、強制的に加入させるほうが、リスクを分散させるという点からみて、おそらくベターだろうと思います。ただ、今話を伺って思ったのは、強制加入制の是非ということではなくて、むしろ、現行の強制加入制についてご不満な方が10%程度いるということであり、そういった農家の方々においては、例えば、掛金が高すぎるとか、幾つかの原因があるだろうという気がします。そこで、アンケート等で、そのあたりの原因も把握していただいた上で、直に強制加入制の是非ということではなくて、現行の強制加入制という方式の中でも、対応の方策を考えることも必要ではないか。例えば、保険の方から申しますと、大規模な契約をする方、保険金額が大きいあるいは共済金額が非常に大きい方については、もちろん統計的な資料は一方で必要ではありますが、掛金を若干割り引きするようなやり方もあるわけで、自動車でもある1企業が莫大な自動車を所有していれば、多額の自動車保険料を払うことになるわけですが、それが個人の保険料とは、割合が変わってきております。掛金の多寡についてのご不満が、強制加入制についての不満につながってきているのか、それ以外の点で強制加入制について不満があるのか、その辺をまず調べておく必要があると思います。それによっては、現行の強制加入方式の中で、何らかのかたちで手当をしていく、あるいは修正していくという道があるのではなかろうかと思っておりますので、出来ればそういうこともお考えいただければと思います。

委員：貴重なデータと貴重な意見をいただいた。確かに、大規模稲作経営者が問題だとおっしゃるのは、規模が大きいので掛金が高くなるということも理由かと思っておりますので、掛金の割引という話もありましたので、そのあたりも検討していただければと思います。

(4) 諮問事項の説明

諮問について

事務局から、次の諮問事項について、説明が行われた。

(諮問事項)

農作物共済の共済掛金標準率の算定方式の考え方について

園芸施設共済の基準共済掛金率の算定方式の考え方について

家畜共済診療点数表付表薬価基準表に収載する医薬品の収載基準、薬価の算定方法及び収載する医薬品について

については、専門委員により小委員会で調査・審議されており、小委員会座長より結果報告が行われた。

また、昨年部会において委員から指摘のあった、ガソリン価格の高騰に伴う診療点数の改定の必要性について検討してきたが、最近のガソリン価格の動向を

踏まえ、今回は見送ることとしたことについても、併せて説明が行われた。

(5) 審議における主な発言内容

委員：局所麻酔薬が外用薬でよいのか、また、マーキュロクロムは未だ（薬価基準表に）載せる必要があるのか。

小委員会座長：局所麻酔薬に関して外用薬になっておりますけれども、薬価基準表の最初のところにどの使用方法にするかは、主たるものとされておりますので以前からこのような取扱いとしている。また、局所麻酔薬に関しては、診療点数表の中では、手術料の中に含まれておりますので、特に薬価として提供するという事はしておらないことから、このような取扱いとなっているところ。それから、マーキュロクロムは見落としていたかもしれないので、調査をして来年の参考にさせていただきます。

委員：念のため、水銀の含有についてもご検討ください。

小委員会座長：確認いたします。

(6) 審議結果

審議の結果、諮問事項については、適当と認める旨議決し、農林水産大臣あて答申することとされた。

4. 配付資料

- ・ 資料 1 食料・農業・農村政策審議会農業共済部会会議次第
- ・ 資料 2 座席表
- ・ 資料 3 食料・農業・農村政策審議会農業共済部会委員等名簿
- ・ 資料 4 農作物共済及び園芸施設共済の制度の仕組みと農業災害補償制度を取り巻く最近の情勢
- ・ 資料 5 諮問文（写）
- ・ 資料 5 - 1 農作物共済の共済掛金標準率の算定方式の考え方（案）
- ・ 資料 5 - 2 園芸施設共済の基準共済掛金率の算定方式の考え方（案）
- ・ 資料 5 - 3 家畜共済診療点数表付表薬価基準表に収載できる医薬品の収載基準及び価格の算定方法並びに収載する医薬品の考え方（案）
- ・ 資料 6 参考資料
- ・ 資料 7 農作物共済の共済掛金標準率等の現行と改定案との対比（全国平均）
- ・ 資料 8 園芸施設共済の基準共済掛金率等の現行と改定案との対比（全国平均）
- ・ 資料 9 食料・農業・農村政策審議会農業共済部会家畜共済小委員会報告概要
- ・ 資料 10 関係法令等

- | | |
|---|---------------------------------|
| { | 付属資料 1 「農作物共済の共済掛金標準率の算定方式」解説版 |
| | 付属資料 2 農作物共済の共済掛金標準率等の算定手順 |
| | 付属資料 3 「園芸施設共済の基準共済掛金率の算定方式」解説版 |
| | 付属資料 4 園芸施設共済の基準共済掛金率等の算定手順 |